

Direct Calling for Microsoft Teams に関する重要事項について

2025年10月1日現在

- ・ Direct Calling for Microsoft Teams（以下「本サービス」といいます。）は「IP 通信網サービス 契約約款 第 6 種シェアード IP-PBX サービスカテゴリ 3 タイプ 5」に基づき提供される法人向け IP 電話サービスです。

約款は当社のホームページ（<http://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）に掲載します。

- ・ 本サービスのご利用にあたっては、電気通信事業法第 26 条（提供条件の説明）の趣旨を鑑みた、この重要事項の内容を十分にご理解の上、お申込みください。

■サービス提供事業者

- ・ NTT ドコモビジネス株式会社

■問い合わせ連絡先と受付時間

申込、契約内容の変更に関するお問い合わせ	Tel : 0120-003300 （営業時間 9 : 00 ～ 17 : 00）
故障に関するお問い合わせ	【当社】でご購入いただいたMicrosoft 365をご利用の場合（CSPに限り ます） Tel : 0120-736524 （受付時間：24時間365日） Mail: appli-support@ntt.com
	【他社】でご購入いただいたMicrosoft 365をご利用の場合 Tel : 0120-565054 （受付時間：24時間365日）
料金に関するお問い合わせ	Tel : 0120-047128 （営業時間：9:00～17:00） ※土・日・祝日および年末年始（12/29～1/3）を除きます。

■ご利用条件

本サービスのご利用にあたり、日本マイクロソフト株式会社（以下「マイクロソフト社」）が提供する「Microsoft Teams Phone Standard（電話スタンダード）」ライセンスと、「Microsoft Teams Phone Standard（電話スタンダード）」ライセンスが付与可能な「Microsoft 365」ライセンスが必要となります。

- ・ 当社以外からご契約された Microsoft 365 にて、本サービスをご利用される場合、原則 NTT ドコモビジネス株式会社 を ご利用される Microsoft 365 の Microsoft クラウド ソリューション プロバイダーとして承認いただく必要があります。申込書をご提出いただくまでに以下ホームページよりお客様にて行ってください。

（<https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/directcalling/reselleraccept>）

- ・ 本サービスのお申し込みにあたっては、1 の契約に対し 1 の Teams ライセンスユーザーまたは

リソースアカウントを本サービスの管理用（以下、管理用ユーザーとする）としていただく必要があります。管理用ユーザーは以下のライセンスに割り当てられたユーザーまたはリソースアカウントとします。

- Office 365 E1/E3/E5/A1/A3/A5/F3/G1/G3/G5 または Microsoft 365 E3/E5/A1/A3/A5/F1/F3/G3/G5/Business Basic/Standard/Premium ライセンスを付与したユーザーアカウント
- 「Teams なし」ライセンスご利用の場合は、Microsoft Teams Enterprise ライセンスを付与したユーザーアカウント
 - ※「Teams なし」ライセンスの付与は不要です。
- Microsoft Teams 共有デバイスライセンスを付与したユーザーアカウント
- Microsoft Teams 電話リソースアカウントライセンス（旧名称 仮想ユーザーライセンス）を付与したリソースアカウント

また、管理用ユーザーに対しては Microsoft 365 管理者センターの管理者ロールは付与しないでください。

管理用ユーザーのメールアドレスに本サービス専用ドメインを登録させていただきます。

専用ドメインが登録されたユーザーが存在している状態が、マイクロソフト社の定める規定となっておりますので、管理用ユーザーは削除しないでください。登録後の管理用ユーザーのメールアドレスの@以降は本サービスの専用ドメインとなります。なお、管理用ユーザーのメールアドレスではメールはご利用いただけません。

■サービスの品質

- ・ 本サービスは音声通信品質を保証するサービスではございません。ご利用いただくネットワーク環境やお客様データ通信などの状況により音声通信品質が劣化するおそれがあります。
- ・ アクセス回線ごとの通信品質につきましては、ご利用いただくネットワーク環境に準じます。
- ・ 常時接続を保証・確保するサービスではございません。ネットワーク環境の故障、工事などにより通信断が発生する可能性があります。

■利用に関する制限など

- ・ 本サービスにおける0AB～J番号は当社が定める提供エリアに限り提供します。
- ・ 0AB～J 番号をご利用される場合は1の契約に対し1の利用場所となります。
- ・ 1の契約ごとに必要なライセンスが割り当てられた管理用ユーザーが必要です。複数の契約に同一の管理用ユーザーを重複して指定することはできません。
- ・ 本サービスでご利用できる ID 数は1契約につき基本の1 ID を含む 1,000ID までとなります。
- ・ 本サービスでご利用いただく電話番号は当社が指定いたします。
- ・ 本サービスはフリーダイヤルサービス／フリーダイヤル・インテリジェントサービスまたはナビダイヤルサービス／ナビダイヤル・インテリジェントサービスの一部機能はご利用いただけません。
- ・ 本サービスでは他通信事業者が提供する0AB0番号を利用した電話中継サービスや番号案内（104番）等は、ご利用いただけません。
- ・ 本サービスでは不正アクセス行為から当社の電気通信設備（これに付随する設備を含みます。）を防御する措置をとるために必要な場合にはサービスの全部または一部の利用を中止する措置をとることがあります。

- ・ 当社の電気通信設備の保守または工事上やむを得ない場合、あらかじめ当社のホームページ（<http://support.ntt.com/>）に掲載の上、サービスの利用を中止することがあります。（緊急の場合は通知せずに中止することがあります。）
- ・ 本サービスの開通希望日として指定できるのは平日のみとなります。ただし、番号ポータビリティを含むお申し込みに関り、開通希望日は土・日・祝日の指定も可能です。
- ・ 国際通話では、通話先の海外キャリアによって、番号通知が正しくされない場合があります。
- ・ 基本IDを廃止または番号ポータビリティにより転出する場合、同じ契約番号配下のすべてのIDも廃止となります。
- ・ 本サービスでは緊急通報はご利用いただけません。緊急通報がご利用可能なNTT東日本・西日本などの固定電話（加入電話やISDN）をお客様にご用意いただく必要があります。
- ・ Microsoft 365アカウント(Teamsアカウント)の表示名の入力文字が60byte以上の場合は、当社側設備にて60byte以降を削除して処理致しますが削除文字が全角文字等の場合は発信できないため、60byte以内または60byte目を半角英数字にする必要があります。ユーザーアカウントの表示名の入力文字の標準文字コードはUTF-8です。文字のバイト数は以下の通りになります。半角英数字は1バイト、日本語は3バイト、半角カナは3バイト、JIS第3・第4水準漢字は4バイト、記号・結合文字は最低3バイトです。

■料金など

〈月額料金（利用料）〉

サービス名	金額（税込み）	単位
Direct Calling 基本料	300円（330円）	1ID・1番号

〈月額料金（付加機能利用料）〉

付加機能名	金額（税込み）	単位
I D 追加 *1	200円（220円）	1 IDごとに
番号追加 *1	100円（110円）	1 番号ごとに
IP Voice番号通知機能	-	1 ID・1 番号ごとに
通話録音自動テキスト化機能	2,500円（2,750円）	1 ID・1 番号ごとに
特定番号通知機能 *2	100円（110円）	1 ID・1 番号ごとに

〈月額料金（お客さま設定サポートデスク利用料）〉

項目	金額（税込み）	単位
お客さま設定サポートデスク利用料	30,000円（33,000円）	1の契約ごと

*1 I D 追加数と番号追加数は必ず同数とします。別々に申し込むことはできません。

*2 特定番号通知機能をご利用の場合は、別途フリーダイヤルサービス／フリーダイヤル・インテリジェントサービスまたはナビダイヤルサービス／ナビダイヤル・インテリジェントサービスに係る料金が必要となります。

※料金月の初日以外の日にご利用開始、サービスなどの変更または契約の解約があった場合は、月額で定める利用料を日割りします。

※お客様にご利用いただく番号ごとに「ユニバーサルサービス料」をご負担いただきます。「ユニバーサルサービス料」とは、ユニバーサルサービス（電気通信事業法第7条において「国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」として規定された電気通信役務をいいます。）の提供を確保するためにご負担いただく料金のことです。ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス支援機関が6か月ごとに算定し、ホームページ（<http://www.tca.or.jp/universalservice/>）で公表されています。

※お客様にご利用いただく番号ごとに「電話リレーサービス料」をご負担いただきます。「電話リレーサービス料」とは、聴覚や発話に困難がある方でも電話を利用できるようにするサービスを公共インフラとして提供するためにご負担いただく料金のことです。電話リレーサービス料は、電話リレーサービス支援機関が算定し、ホームページで（https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/）で公表されています。

〈通話料〉

項目		料金額（税込み）	単位
国内の一般加入電話への通話		8円（8.8円）	1の通話につき接続通話時間3分までごとに
国内の携帯電話への通話		16円（17.6円）	1の通話につき接続通話時間1分までごとに
国内のPHSへの通話		10円（11円）	1の通話につき接続通話時間1分までごとに
		10円（11円）	上記の通話料のほか通話1回ごとに
国内の他社VoIP基盤網への通話		8円（8.8円）	1の通話につき接続通話時間3分までごとに
当社VoIP基盤網への通話		0円	
当社直収電話への通話		0円	
国際通話 *3	アメリカ	9円（消費税対象外）	1の通話につき接続通話時間1分までごとに
	イギリス	20円（消費税対象外）	
	中国	29円（消費税対象外）	

*3 各国への通話料の詳細は、ホームページ

（https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/ipvoice/price_p.html）でご確認ください。

※転送機能をご利用して通話した場合は、通話料がかかります。

転送機能をご利用の場合、発信者（本サービスの番号に電話をかける人）から本サービスの番号までの通話料は発信者のご負担、本サービスの番号から指定された転送先までの通話料はお客様のご負担となります。

本サービスの番号から転送先までの通話料は、上記通話料と同じ料金体系となります。

〈初期費用（基本工事・付加工事等）〉

項目	料金額（税込み）	単位
----	----------	----

交換機等工事費	基本工事	2,800円(3,080円)	1の契約ごと
	付加工事等	1,400円(1,540円)	1の契約ごと

〈初期費用（変更工事）〉

項目		料金額（税込み）	単位
交換機等工事費 *4*5	付加工事等	1,400円(1,540円)	1の契約ごと

*4 IP Voice番号通知機能および特定番号通知機能における解除のみ、またはお客さま設定サポートデスクの解約のみのお申込みで変更費用は発生しません。

*5 番号ポータビリティでご利用中のI D（番号）が転出となる場合、I D削除にかかる工事費用は発生しません。

〈初期費用（番号ポータビリティ機能工事）〉

項目		料金額（税込み）	単位
交換機等工事費	番号ポータビリティ機能工事	2,000円(2,200円)	1の番号ごと

〈初期費用（通話録音自動テキスト化機能工事）〉

項目		料金額（税込み）	単位
交換機等工事費	通話録音自動テキスト化機能工事	14,000円(15,400円)	1の契約ごと*6

*6 企業コード（企業コードとは、当社が規定する通話録音自動テキスト化機能の専用サイトで利用するコードです。）を新設する場合に費用が発生します。既存の企業コードを利用した通話録音自動テキスト化機能のお申し込みに関しては、本通話録音自動テキスト化機能工事費用は発生しません。

〈初期費用（設定代行）〉

項目		料金額（税込み）	単位
設定代行に関する工事		70,000円（77,000円）	1の契約ごと

■ 契約の成立

- ・ 契約約款に基づく契約の成立は、お客様からお申込みを頂いた日をもって成立するものとさせていただきます。
- ・ ただし、そのお申込みの不備がある場合など、約款に定める「当社が承諾しない場合」に該当する場合はお承りできない場合があります。

■ 契約変更または解約に関して

- ・ お客様の現契約情報から変更が生じた際には、当社へ契約変更のお申込みをしてください。
- ・ 契約変更・契約解約の場合は、「ご利用のご案内」に記載のお客様番号、または電話番号が必要になります。
- ・ ご解約の場合は、ご解約希望日から5営業日前までに廃止申込書を提出してください。
- ・ 当社が廃止申込書を頂いた日以降でお客様から指定いただいた日を解約日とさせていただきます

す。

■料金などの請求、支払方法や支払い期限

- ・ 契約者は料金や工事に関する費用について当社が定める期日までに、当社が定める方法により支払っていただきます。
- ・ 本サービスと当社の他の電気通信サービスとを合算しての請求はご利用いただけない場合があります。

■メンテナンスについて

- ・ 原則、メンテナンス実施前に当社から対象のお客様へ通知いたします。緊急の場合はこの限りではありません
- ・ 毎週月曜日0:00～6:00の時間帯は当社指定工事時間帯とさせていただくため、当社設備の工事により本サービスをご利用できなくなることがあります。

■同番移行について

- ・ 当社提供の他のサービス（本サービス含む）からの同番移行はできません。

■設定代行について

- ・ IDの設定や解除を伴わない一部の設定追加または解除を行う場合は開通希望日までの間に設定を行います。

■IP Voice番号通知機能について

- ・ 以下のArcstar IP Voiceプランでのご利用できません。
Arcstar IP Voice（ひかり電話アドバンスタイプ）
Arcstar IP Voice（ひかり電話タイプ）
- ・ IP Voice番号通知機能のご利用及び解除についてはお申込みをいただく必要があります。
- ・ 通知させたいArcstar IP Voiceの電話番号（0AJ/050番号）は、IP Voice番号通知機能の申込みの時点で利用中である必要があります。
- ・ IP Voice番号通知機能のご利用にあたり、本サービスのご契約者と、通知させたいArcstar IP Voiceのご契約者が同一である必要があります。
- ・ IP Voice番号通知機能をご利用中に、Arcstar IP Voiceと本サービスのご契約者が同一でなくなる場合は、必ずIP Voice番号通知機能の解除のお申込みをお願いします。
- ・ 本サービスのご契約者と、通知させたいArcstar IP Voiceのご契約者が、同一でないことを当社が知りえた場合は、事前の通知なく、本サービスのIP Voice番号通知機能を解除させていただきます。
- ・ 通知するArcstar IP Voice番号の契約番号が変更となった場合は、本サービス側に新しい契約番号と開通日をIP Voice番号通知機能の変更としてお申込みいただく必要があります。
- ・ IP Voice番号通知機能で指定した通知するArcstar IP Voice番号を廃止した場合、本サービス側にもIP Voice番号通知機能の解除をお申込みいただく必要があります。
- ・ IP Voice番号通知機能をご利用の場合も、緊急通報は利用できません。
- ・ 通話先のIP電話対応機器によっては、IP Voice番号通知機能において指定されたArcstar IP

Voice番号が通知されず、本サービスの0AB～J番号／050番号が通知される場合があります。

- ・ Arcstar IP Voiceの特定番号通知機能でご利用いただいているフリーダイヤル/ナビダイヤルの番号はIP Voice番号通知機能では通知できません。
- ・ IP Voice番号通知機能はお申込みいただいた日から開通日までの間に順次設定いたします。
- ・ IP Voice番号通知機能で通知可能な番号は以下となります。

Direct Calling ID	IP Voice 電話番号 (通知可能な番号)
050番号	050番号／0AB～J番号
0AB～J番号	0AB～J番号

■通話録音自動テキスト化機能について

- ・ 通話録音自動テキスト化機能のご利用及び解除についてはお申込みをいただく必要があります。
- ・ テキスト化機能については本サービスのメンテナンスとは別に毎週月曜日4:00～9:00及び水曜日20:00～24:00の時間帯を当社指定工事時間帯とさせていただくため、当社設備の工事によりテキスト化機能をご利用できなくなることがあります。
- ・ 録音データの確認・検索機能は専用サイトにて提供いたします。専用サイトへのアクセスに必要なインターネット環境についてはお客様にて用意いただきます。
- ・ 専用サイトの閲覧についてはスマートフォン・タブレット端末での利用はサポート対象外となります。PCでご利用ください。

推奨ブラウザはEdge/Chromeとなります。

- ・ 通話録音自動テキスト化機能をご利用される場合の本サービスの通話につきましてはアプリ利用推奨となります。
 - ・ 録音対象となる通話は、着信応答の直後、発信者・着信者の双方に本機能に基づいた録音を行うこととお知らせするガイダンス（以下「通話録音開始ガイダンス」といいます。）が流れます。通話録音開始ガイダンスは外すことができません。通話録音開始ガイダンス終了後に発話してください。
 - ・ 着信側が応答し、通話録音開始ガイダンスが流れ始めた時から通話料金が発生します。
 - ・ 通話録音開始ガイダンスは、着信応答の直後、通話開始前に流れるため、ガイダンス中は通話相手から提供される音声案内等の音声（自動応答システム等によって再生されるガイダンス等）よりも通話録音開始ガイダンスが優先されます。
 - ・ ご利用にあたっては、通話録音の対象となる契約回線のご利用者（実際に通話を行われる方）に、通話が録音され、保存されることを事前にご説明していただき、そのご承諾を得ていただく必要があります。
 - ・ ご利用にあたっては、通話録音の対象となる契約回線を利用して行う通話の対話者に、通話が録音され、保存されることを事前にご説明していただき、そのご承諾を得ていただく必要があります。
- ※ 通話録音自動テキスト化機能を利用した通話は、着信応答の直後、発信者・着信者の双方に通話録音開始ガイダンスを送出しますが、全ての場合において発信者・着信者の双方に通話録音開始ガイダンスが聞こえることを保証するものではなく、通話録音開始ガイダンスの送付機能をもってお客様が説明責任を免れるものではありません。（着信課金等の番号への通話や、通話相手が自動応答システム等によって再生されるガイダンス等を送出しているときは、通話録

音の対象となる契約回線を利用して行う通話の対話者に通話録音開始ガイダンスが聞こえない場合があります。)

- ・ 通話録音開始ガイダンスは他サービスのガイダンスより優先されることがあります。
- ・ ナビダイヤルの着信回線に本サービスを紐づける際、ウィスパー設定（ナビダイヤル設定）と通話録音自動テキスト化機能（Direct Callingオプション機能）を併用されますと、通話録音開始ガイダンスが優先され、ウィスパーガイダンスが正常に聞こえない場合がございます。
- ・ 通話録音自動テキスト化機能はお申込みいただいた日から開通日までの間に設定を行うため、開通日より前に通話録音開始ガイダンスが流れることがあります。
- ・ 通話録音自動テキスト化機能を削除したIDの通話録音開始ガイダンスが停止するのは削除日以降順次となるため、削除日当日に通話録音開始ガイダンスが停止されないことがあります。
- ・ 通話録音自動テキスト化機能では、契約者回線から発信された通話及び契約回線に着信する全ての外線通話を録音します。

ただし、当社のWEB設定変更サイトにて転送設定を実施した場合は対象外となります。

- ・ 通話を終了すると録音を終了し、音声ファイルを作成します。
※設備障害等により、録音対象通話が異常終了となったときは、音声ファイルを作成できない場合があります。
- ・ 音声ファイルが生成された後、通話時間分の時間経過後テキストファイルが生成されます。
（目安ですので、実際の生成時間は前後します。）
- ・ 1時間以上の通話録音について、音声ファイルとテキストファイルは1時間ごとに分割されます。
- ・ Teamsの通話キュー、自動応答機能設定しているアカウントに紐づくIDを通話録音自動テキスト化機能対象とした場合当該IDが録音対象となり、録音データは当該IDをキーに検索可能となります。
- ・ Teamsの代理人機能を利用し、代理人委任者に設定しているアカウントに紐づくIDを通話録音自動テキスト化機能対象とした場合当該IDが録音対象となり、録音データは当該IDをキーに検索可能となります。
- ・ 通話録音自動テキスト化機能を利用するIDに連携するMicrosoft 365アカウント(Teamsアカウント)の表示名に、半角の「&（アンド）、<（小なり）、>（大なり）、”（ダブルクォーテーション）、’（シングルクォーテーション）」を含めないでください。通話録音できない場合があります。
- ・ 当社は、天災等の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害の予防、救援、及び公共の利益のため緊急を要する事項等を内容とする通信を優先的に取り扱うため、該当の通話について音声ファイルの作成を中止する措置を執ることがあります。
- ・ 当社は、通話録音自動テキスト化機能を利用して録音された内容または録音した結果によるお客様の業務への影響について、何らの保証等を行うものではなく、一切の責任を負いません。
- ・ 当社は、当社のネットワーク設備等の故障によって本機能を提供できなかった場合の結果によるお客様の業務への影響について、何らかの保証等を行うものではなく、一切の責任を負いません。
- ・ 通話録音自動テキスト化機能のご利用にあたり、通話録音自動テキスト化機能の利用者（実際に通話を行われる方）またはその通話相手先その他の第三者との間における問合せ、苦情、紛争等（以下「紛争等」といいます。）については、お客様の費用と責任において処理、解決いただくものとし、紛争等により当社が損害を被ったときは、その損害を賠償していただきます。
- ・ 所定の保存期間が経過後、通話録音自動テキスト化機能の専用サイトに登録及び保存されている録音データは削除いたします。
- ・ 一度削除したデータは復元できませんので、ご注意ください。

- ・ CallRec企業コード（専用サイトのデータ管理単位）内の通話録音自動テキスト化機能利用ID数が0になりましたら、企業コードの解約となります。専用サイトへの利用が一切できなくなります。録音データのお客様環境へのダウンロード等、申込の前にあらかじめご準備のほどお願いいたします。
- ・ 通話録音自動テキスト化機能はお客様向けのサービスレベルアグリーメント(目標復旧時間、返金対応等)はございません。
- ・ 通話録音自動テキスト化機能に保存されるデータの減失、漏洩、又は本来の利用目的以外の使用により発生する損害については、責任を負いません。
- ・ 通話録音自動テキスト化機能の内容及び実施結果(音声テキスト等)の完全性、正確性、確実性又は有用性等についてはいかなる保証等も行いません。
- ・ お客様がご利用されるインターネット環境、PC(ブラウザ等含む)環境にサービス品質は依存しますので、ご認識のほどお願いいたします。
- ・ 録音品質は発着信双方の回線環境に依存し、通話録音自動テキスト化機能のサポート対象外となります。
- ・ 回線状況・電波状況が不安定な場合、周囲に雑音が存在する場合、音声機器(マイク、スピーカー等)の性能等により、通話録音データの音声品質に影響があります。

■フリーダイヤルサービス／フリーダイヤル・インテリジェントサービス、ナビダイヤルサービス／ナビダイヤル・インテリジェントサービスの付加機能利用時の注意事項

- ・ フリーダイヤル・インテリジェントサービス、ナビダイヤル・インテリジェントサービスの付加機能である「無応答迂回機能」をご利用する場合は以下の2点が設定されていることをご確認ください。
 - (1) フリーダイヤル・インテリジェントサービス、ナビダイヤル・インテリジェントサービスの無応答迂回タイマーが110秒以下となっていること
 - (2) Teamsの「設定」>「通話」をクリック⇒「通話を自分に着信する」にチェック⇒「未応答の場合」が「何もしない」を選択されていること
- ・ フリーダイヤルサービス／フリーダイヤル・インテリジェントサービス、ナビダイヤルサービス／ナビダイヤル・インテリジェントサービスの付加機能である「話中時迂回機能」をご利用する場合は以下についてご注意ください。
 - ・ 話中時迂回機能をご利用の際は、Teams管理センターで「Busy on Busy」を有効にしてください。ただし、その機能を有効にした際は、Teams同士での通話や会議等の利用中も話中扱いとなるためご注意ください。
 - ・ フリーダイヤルサービス／フリーダイヤル・インテリジェントサービス、ナビダイヤルサービス／ナビダイヤル・インテリジェントサービスの着信先の話中迂回処理は、最初の迂回開始から5秒以内かつ最大3回までとなります。ただし、2回目までの迂回処理についてのみ秒数に関係なく機能します。

■特定番号通知機能について

- ・ 本サービスの同じ0AB～J番号／050番号に対して特定番号通知機能とIP Voice番号通知機能を同時に申し込んだ場合、フリーダイヤルサービス／フリーダイヤル・インテリジェントサービス番号、ナビダイヤルサービス／ナビダイヤル・インテリジェントサービス番号が着信先に通知さ

れます。

- ・ 通話先のIP電話対応機器によっては、特定番号通知機能において指定されたフリーダイヤルサービス／フリーダイヤル・インテリジェントサービス番号、ナビダイヤルサービス／ナビダイヤル・インテリジェントサービス番号が通知されず、本サービスの0AB～J番号／050番号が通知される場合があります。

■お客さま設定サポートデスクについて

- ・ お問い合わせ内容により、当社での検証またはマイクロソフト社への仕様確認が必要な場合には、回答までに時間がかかる場合があります。回答準備ができ次第、当社よりご連絡します。またお問い合わせ内容によっては、お客様側にて対策を講じていただく場合がございます。

■番号ポータビリティ（以下番ポといいます）について

- ・ 現在お使いの各固定電話サービス提供事業者の固定電話の0AB～J番号を継続して本サービスでご利用いただけます。

※番ポは当社の0AB～J番号取得エリアに限ります。

※NTTドコモが提供する「homeでんわ」で利用している0AB～J番号を継続して本サービスでご利用いただくことはできません。

- ・ 番ポの工事完了後に、申込時にご記入いただきます「工事完了連絡先」に当社より完了のご連絡をします。
- ・ 番ポ申込書に記載頂いたお客様情報は、番ポ手続きのみに使用します。そのため、必要に応じ、連絡先電話番号等に関して、移転元事業者との間で共有させていただく場合があります。
- ・ 本サービスへの切り替えを行う場合、移転元事業者の電話サービスは付加サービス含め解約されることとなります。移転元事業者の電話サービスは当社への番ポ申込みを受けて解約手続きを行わせていただきますので、お客様から解約手続きを行っていただく必要はございません。ただし、ひかり回線等のアクセスラインの廃止が必要な場合は、お客様から移転元事業者へご連絡いただき、廃止手続きを行ってください。
- ・ 移転元事業者の電話サービス解約に伴い、違約金等お客様不利益事項が発生する可能性がありますので、必要に応じ工事日までに、お客様から移転元事業者へお問合せください。また、必要に応じて、お客様からお伺いした連絡先に、移転元事業者から連絡がある場合がございます。
- ・ 工事当日、電話切替工事に伴い、一時的に電話が使えなくなります。
- ・ 設置場所住所変更を伴う番ポ工事の場合、変更先住所では移転元事業者のサービス提供エリア外等の理由により移転元事業者の電話サービスは利用できない（戻ることが出来ない）可能性があります。
- ・ 変更先住所で移転元事業者の電話サービスが利用可能か確認したい場合は、移転元事業者にお問合せください。なお、お問合せについて、切替工事実施前後に関わらず確認可能です。
- ・ 番ポされる電話番号の中に国際電話不取扱受付センターへ利用休止の申請をされている電話番号があり、番ポ後に利用休止を継続しない場合は、利用休止の解除手続きが必要となります。必要に応じ国際不取扱受付センターへお客様よりご連絡ください。また、番ポを行わず廃止となる番号に対し利用休止の申請をされている場合は、別のお客様が国際電話を利用で

きない事態等を防ぐために、利用休止解除の申請を実施してください。

- ・ 番号される電話番号の中に電話帳掲載をされている電話番号があり、番号後も電話帳掲載を継続する場合は、電話帳掲載の申込みが必要になります。申込みがない場合は、電話帳掲載が削除となります。
- ・ 番号申込において、移転元事業者の一つの契約を本サービスの複数契約に分けて同時に番号申請することはできません。

■新設・変更・廃止の手続きについて

- ・ 全てのお申込みは、契約単位での受付とし、当社指定の申込書を提出していただきます。

■犯罪収益移転防止法における確認について

- ・ 0AB～J番号を含む新設のお申込みの際に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）（以下、犯収法）に基づき、ご契約者や取引担当者等の身元や利用する拠点等の確認を行います。また、お申込み時及びその後定期的に申込書記載のご利用場所住所宛に簡易書留（転送不要）送付による所在地の確認を行います。
- ・ 変更のお申込みにおいて「契約者（責任者含む）情報」に変更が生じる場合には、本人確認書類等について当社に改めてご提出いただく必要があります。

<犯収法に基づき必要となる主な書類>

確認事項		確認方法	取引内容	
			対面	非対面
①本人特定事項	個人のお客様	下記より1点又は複数点を提示又は提出（※顔写真が無い場合には複数点を提示） ・ 運転免許証、運転経歴証明書 ・ 健康保険証、国民保険証 ・ 国民年金手帳 ・ マイナンバーカード ・ パスポート、住民票・戸籍謄本 ・ 身体障害者手帳等 ・ 印鑑登録証明書 ・ 在留カード、特別永住者証明書 ・ その他官公庁から発行された書類で、顧客の氏名・住居の記載があるもの等 ・ 外国政府又は国際機関が発行した書類等	原 本 の 提 示	写 し で 提 出
	法人のお客様	当社にて確認	—	—
②取引を行う目的	個人のお客様	お客様からの申告	—	—
	法人のお客様	お客様からの申告	—	—

③ 職業／事業内容の申告	個人のお客様	お客様からの申告	—	—
	法人のお客様	当社にて確認	—	—
④ 実質的支配者の本人特定事項の申告	個人のお客様	無し	—	—
	法人のお客様	お客様からの申告	—	—
⑤ 取引担当者の本人確認書類	個人のお客様	無し	—	—
	法人のお客様	下記より1点又は複数点を提示又は提出（※顔写真が無い場合には複数点を提示） ・運転免許証、運転経歴証明書 ・健康保険証、国民保険証 ・国民年金手帳 ・マイナンバーカード ・パスポート、住民票・戸籍謄本 ・身体障害者手帳等 ・印鑑登録証明書 ・在留カード、特別永住者証明書 ・その他官公庁から発行された書類で、顧客の氏名・住居の記載があるもの等 ・外国政府又は国際機関が発行した書類等	原本の提示	写しで提出
⑥ 委任状	個人のお客様	無し	—	—
	法人のお客様	実際取引を行っている担当者が権限移譲していることの確認、もしくは委任状を提示又は提出	原本の提示	写しで提出
⑦ 取引関係文書を書留郵便等で送付	個人のお客様	本人確認書類に記載の住居に取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付	不要	必要
	法人のお客様	法人及び実際に取引を行っている取引担当者の本人確認書類記載の所在地等に、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付	不要	必要